

津市国際交流推進基金運営委員会設置要綱

平成 18 年 1 月 1 日

改正 平成 20 年 9 月 25 日

平成 25 年 3 月 29 日

(設置)

第 1 条 津市国際交流推進基金（以下「基金」という。）の適正な運用を図るため、津市国際交流推進基金運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 国際交流に係る事業の選考に関すること。
- (2) その他基金の運用に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 12 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第 5 条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民部市民交流課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成20年9月25日）

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。